

新潟日報 広告料金表

〈 朝 刊 (組替版料金は別途・消費税別途) 〉

記事下基本料金

種 別	スペース	料 金 (円)
基本営業料金	1cm×1段	8,700
営業外料金 ^{※1}	1cm×1段	A 26,000
		B 21,000 ^{※2}
		C 15,000 ^{※3}

※1 優先的に掲載する広告の料金(次頁の適用一覧参照)

※2 災害お見舞いなど ※3 葬儀・近火お見舞いなど

案内広告 料金	求人・営業	1行×1段	7,800
	案 内 中	5cm×1段	200,000
		7cm×1段	280,000

雑報広告料金

種 別	スペース	料 金 (円)
題 字 下	7.5cm×3.3cm	195,000
記 事 中	7cm×4.2cm	営業 200,000
		営業外 260,000
突 き 出 し	3.5cm×6.9cm	営業 182,000
		営業外 236,000
	5.25cm×6.9cm	営業 273,000
		営業外 355,000
	5.25cm×11.4cm	営業 430,000
		営業外 560,000
記 事 挟 み	1cm×3.3cm	26,000

記事下契約料金 ■6カ月合計段数

朝 刊				段当たり (円)
1段以上	265,000	45段以上	205,000	
3 "	255,000	60 "	197,000	
5 "	245,000	90 "	188,000	
7 "	240,000	120 "	179,000	
10 "	235,000	150 "	174,000	
15 "	230,000	180 "	170,000	
20 "	223,000	240 "	167,000	
30 "	215,000	300 "	164,000	

※契約期間中に契約段数の不足が生じた場合は、起算月にさかのぼって出稿段数に応じた料金を適用します

その他の料金

種 別	料 金 (円)	
多色刷り料金 (1頁当たり)	8段以上15段まで	700,000
	1段以上7段まで	500,000
単 色 料 金 (1 段 以 上)	400,000	
指 定 料	20%増し	
二 連 版 料 金	250,000	
切替料(モノクロ・カラー共に1版につき)	150,000	
ス プ リ ッ ト ラ ン	200,000	
付加料金	TV面 1段当たり	60,000
	スポーツ面 15段 1/3	200,000
ワク枠カラー	半5段～全7段	150,000

※見開き2頁のカラー、単色料は1.5頁分(25%引き)とします ※原稿制作費別途

■取り消し料 ●掲載日5日前以降の取り消しは掲載料金の30%相当額をいただきます。
●掲載日前日の取り消しは掲載料の全額をいただきます。

営業外料金適用一覧

- | | |
|---|---|
| (1) 官公庁、公共団体の公示・告示(広報を除く) | (6) 人事募集広告 |
| (2) 株主や住民への告知義務のある広告
会社・団体の設立・解散・合併、組織または名称・定款の変更、増減資・決算
告、株式・社債等に関する法定公告 | (7) 葬儀・会葬御礼広告、近火お見舞い・出火おわび広告、尋ね人(C料金を適用) |
| (3) 登記・債権申立公告、有価証券および物件の紛失・無効広告 | (8) 掲載日2日前(土日祝を除く)以内の申し込みによる、以下の緊急対応が必要な
広告
●各種災害に伴うお見舞いやお知らせ(B料金を適用)
●催し物の中止や変更等のお知らせ(A料金を適用) |
| (4) 法定選挙広告 | (9) その他、弊社において営業外料金の適用が適当と認められたもの |
| (5) 解雇、謝罪、訂正広告 | |

入稿と掲載の寸法の違いについて

新聞に掲載される広告原稿の寸法は、入稿された広告原稿の寸法に対して、天地96.1%左右98.8%に縮小されます。

新潟日報広告掲載基準

新潟日報社は日本新聞協会制定の「新聞広告倫理綱領」及び「新聞広告掲載基準」にのっとり次の通り広告掲載基準を定める。申し込まれたすべての広告について、本社はこの基準に従って掲載の可否を決めるが、その広告内容に関する責任は一切広告主(署名者)にある。

以上の趣旨に基づき下記事項に該当する広告は掲載しない。

- | | | |
|--|---|--|
| 1. 責任の所在が不明確なもの | ②醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与える恐れがあるもの | 販売のための景品類として利用される恐れがあるもの(但し「クーポン付き広告に関する規則」に係わるものは除く) |
| 2. 内容が不明確なもの | ③性に関する表現で、露骨、わいせつなもの | 17. 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの |
| 3. 虚偽または誤認される恐れがあるもの
誤認される恐れがあるものとは、次のようなものをいう
①編集記事と紛らわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの
②統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位または有利であるような表現のもの
③社会的に認められていない許認可、保証、賞または資格などを使用して権威づけようとするもの
④取り引きなどに関し、表示すべき事項を明記しないで実際の条件よりも優位または有利であるような表現のもの | ④その他、風紀を乱したり、犯罪を誘発する恐れがあるもの | 18. 代理店募集、副業、内職、会員募集などでその目的、内容が不明確なもの |
| 4. 比較または優位性を表現する場合、その条件の明示及び確実な事実の裏付けがないもの | 8. 債権取り立て、示談引き受けなどをうたったもの | 19. 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引き渡し・支払い方法及び返品条件などが不明確なもの |
| 5. 事実でないのに新聞社が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの | 9. 非科学的または迷信に類するもので、読者を迷わせたり、不安を与える恐れがあるもの | 20. 通信教育、講習会、塾または学校類似の名称を用いたものでその実態、内容、施設が不明確なもの |
| 6. 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの | 10. 名誉棄損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となる恐れがある表現のもの | 21. 謝罪、釈明などの広告で広告主の掲載承諾書の添付のないもの |
| 7. 社会秩序を乱す次のような表現のもの
①暴力、とばく、麻薬、売春などの行為を肯定、美化したもの | 11. 必要以上に個人情報取得しようとするもの、またその利用の不明快なもの | 22. 解雇広告で次の項目に該当するもの
①解雇証明書の添付のないもの
②解雇理由を記述したもの
③被解雇者の写真を使用したり、住所などを記載したもの |
| | 12. 氏名、写真、談話及び商標、著作物などを無断で使用したもの | 23. 宗教広告で布教宣伝及び寄付金募集を直接目的としたもの |
| | 13. 皇室、王室、元首及び内外の国旗などの尊厳を傷つける恐れがあるもの | 24. 本社にかかわりのある事項で、内容が妥当でない認められたもの |
| | 14. アマチュアスポーツに関する規定に反し、競技者または役員の名、写真などを利用したもの | 25. 以上の他、本社が掲載不適当と認められたもの |
| | 15. オリンピックや国際的な博覧会・大会などのマーク、標語、呼称などを無断で使用したもの | |
| | 16. 招待券、優待券、割引券などを広告中に刷り込んで、新聞 | |

新潟日報ホームページ URL <http://www.niigata-nippo.co.jp/> 広告媒体資料案内 URL <http://www.niigata-nippo.co.jp/guide/advertisement/>